



ゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド2020-10

愛称：プライムOne2020-10

単位型投信／内外／資産複合／特殊型（条件付運用型）

※課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ※当ファンドは、特化型運用を行います。

分配金のお知らせ

平素は、「ゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド2020-10」（以下、当ファンドといいます。）をご愛顧賜り、厚くお礼申し上げます。

当ファンドは、2025年11月10日に第5期決算を迎え、分配金を0円（1万口当たり、税引前）と致しました。

◆ 分配金実績（1万口当たり、税引前）

決算期 (決算日)	第1期 (2021年11月)	第2期～第4期 (2022年11月～ 2024年11月)	第5期 (2025年11月)	設定来 累計分配金
分配金額	110円	各0円	0円	110円

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ 国際分散投資戦略指数Ⅱの推移



運用開始基準日からの騰落率

-8.7%

※2020年11月2日（運用開始基準日）
～2025年10月17日の騰落率

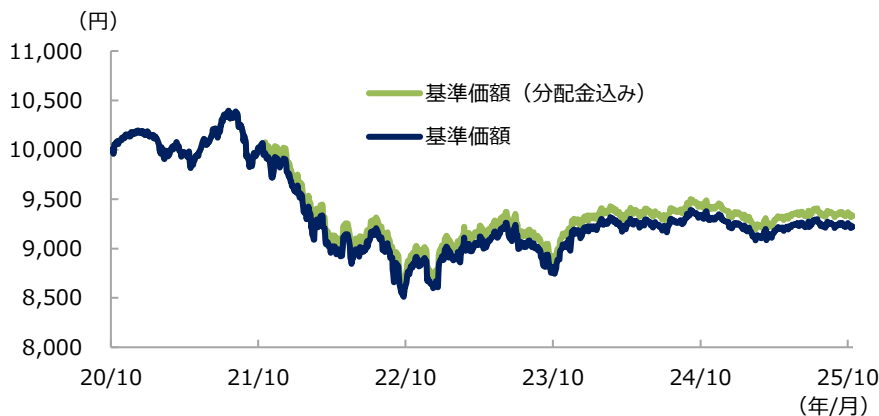
*実績連動クーポン算出指数値は、債券発行時に定められたルールに基づいた基準日（今回は2025年10月17日）の指数値となります。

※期間：2020年11月2日（運用開始基準日）～2025年10月17日（日次）

※指数値は、戦略控除率（年率1.5%）控除後、複製コスト等控除後、円ベース、エクセスリターン、日次ボラティリティ・キャップ3.0%適用後の値です。なお、戦略控除率、複製コスト等は国際分散投資戦略指数Ⅱのパフォーマンスから日々控除されます。

出所：Solactive社のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

◆ 基準価額の推移



基準価額（分配金込み）

9,331 円

基準価額

9,221 円

※2025年11月10日時点

※期間：2020年10月29日（設定日前営業日）
～2025年11月10日（日次）

※基準価額は設定日前営業日を10,000円として計算しています。

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※基準価額（分配金込み）は、税引前の分配金を加算したものであり、実際の基準価額と異なります。

※上記は過去の情報または運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※P3の「ご注意事項等」をご確認ください。

ファンドの投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

●価格変動リスク ●信用リスク ●銘柄集中リスク ●流動性リスク ●早期償還リスク

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

収益分配金に関する留意事項

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

お客さまにご負担いただく手数料等について

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ご換金時	
換金時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額
保有期間中（信託財産から間接的にご負担いただきます）	
運用管理費用（信託報酬）	運用管理費用は、以下の①と②の合計額とします。 ①基本報酬額 ファンドの日々の信託財産の元本総額に対して年率0.308%（税抜0.28%）以内 ②成功報酬額 委託会社は、基本報酬額に加えて、以下を成功報酬額として受領します。 ゴールドマン・サックス社債の実績連動クーポンに対して11.0%（税抜10.0%）を乗じた額を原則として利金支払日の2営業日前に計上し、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
その他の費用・手数料	組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

ゴールドマン・サックス社債／国際分散投資戦略ファンド2020-10（以下「当ファンド」）は、アセットマネジメントOne株式会社（以下「アセットマネジメントOne」）が設定・運用を行います。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC.（以下「使用許諾者」）の日本およびその他の国において登録された商標です。アセットマネジメントOneおよびその関連会社は、使用許諾者またはその関連会社・関係会社（以下「ゴールドマン・サックス」と総称）との間に資本関係はありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの設定または販売に何らの責任も有しておらず、当ファンドの設定または販売にこれまで関与したこともありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの受益者または公衆に対し、有価証券一般もしくは当ファンドへの投資の適否、当ファンドが一般市場もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行っておりません。使用許諾者とアセットマネジメントOneの関係は、当ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。指数計算機関（Solactive社）または参照戦略スポンサー（ゴールドマン・サックス・インターナショナル）およびそれらの関連会社は、国際分散投資戦略指数Ⅱに関する品質、正確性および／または完全性について、何ら保証するものではありません。また、内容を制限することなく、いかなる場合においても、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害（逸失利益を含みます。）について、契約、不法行為その他のいづれによるかを問わず、いかなる者に対しても何ら責任を負いません。

販売会社

○印は協会への加入を意味します。

2025年11月11日時点

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
朝日信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第143号	○			
第一生命保険株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第657号	○	○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第181号	○	○		

（原則、金融機関コード順）

照会先

アセットマネジメントOne株式会社 コールセンター 0120-104-694 受付時間：営業日の午前9時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.am-one.co.jp/>

ご注意事項等

- ・当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- ・当資料は情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- ・当ファンドは、債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ・当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- ・投資信託は
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 2. 購入金額については元本保証及び利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。